

観光バリアフリー推進モデル事業 モニター規約

第1条 総則

1. 本規約は、特定非営利活動法人バリアフリーネットワーク会議(以下「当法人」という)が行う沖縄県委託事業「誰にでもやさしい観光地づくり形成事業—観光バリアフリー推進モデル事業—」(以下「本事業」という)に関して、第2条に定めるところにより当法人が、選定・承認したモニターと当法人との間における権利義務関係を定めることを目的とするものとします。
2. 本事業は、当法人が当法人または当法人の委託元のためにアンケート調査を行う目的で、当法人がアンケート調査のための調査項目を作成、モニターが当該アンケートに回答し、その回答を当法人が集計・分析することによって行われるものとします。
3. 第2項に記載する手段で行うアンケートの他に、特定の場所に集まってご意見を伺うことや、本事業の条件を遂行しているかの確認のため、沖縄滞在中のモニターの活動現場を訪れることがあります。
4. 本事業で指定した競技を実施する際に発生した施設使用料等は、当法人の負担とします。
5. 4項で指定する施設利用料等が発生した場合、もしくは、発生することが分かった場合は、速やかに当法人に報告し、すでに精算済のものに関しては当法人宛に請求書と明細書を提出することとする。未精算のものについては、事前に支払い方法等の打合せを当法人とすることとする。

第2条 モニターの資格

1. 本契約における「モニター」とは、本規約を承諾の上、当法人が指定する様式にもとづく事務手続きを完了した団体をいいます。
2. 当法人モニターは日本国内に居住されており、かつ、沖縄県外在住で2013年12月～2014年1月の間に、沖縄旅行を予定している高齢者・障がい者の3名以上の団体の方を対象とします。
3. 当法人がモニターとして承認することを不適当として判断した場合、事務手続き完了後であっても承認の取り消しを行う場合があります。

第3条 登録情報

1. 当法人は以下の目的のために、モニターに対して一定の情報の申告を求めることができるものとします。
 - i アンケート結果の集計・分析
 - ii アンケートの集計・分析結果の委託元に対する開示
 - iii アンケートの依頼、案内および付随用途
 - iv その他本事業に必要とされる用途
2. 前項に基づき事務手続きの際にモニターが申告した情報(以下「登録情報」という)は当法人が所有・管理するものとします。
3. モニターは登録情報の全ての項目に関し、虚偽の申告をしてはならないものとします。

4. モニターは旅程や電話番号などの登録情報に変更が生じた場合、速やかに当法人所定の変更手続きを行うものとします。
5. 当法人は必要と認めた場合、電話、メールまたはその他の方法にてモニターに登録内容の確認を行うことがあります。
6. 登録情報の一部は、第 1 項所定の目的に使用される場合に限り、モニター本人の承諾なく開示される場合があります。ただし、モニター個人を特定できる情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス等)の開示、およびそれ以外の情報であっても第 1 項所定の目的以外の目的で開示を行う場合には、当法人は必ず事前に本人の承諾を得るものとします。

第 4 条 モニター禁止事項

1. モニターは以下に該当する行為またはその恐れのある行為をとってはならないものとします。
 - i 公序良俗に反する行為
 - ii 法令に違反する行為
 - iii 第三者に不利益を与える行為
 - iv 選挙運動もしくはこれに類似する行為、または公職選挙法等の法令に違反する行為
 - v 虚偽の書類記載・虚偽の回答を行う行為
 - vi 本事業の運営を妨害する行為
 - vii その他、当法人が事業を運営する上で不相当と判断する行為

第 5 条 登録内容の削除

1. 当法人に登録されているすべての情報に関して、以下のいずれかに該当する場合は、当法人がモニターの承諾なく削除できるものとします。
 - i 登録された情報が第 4 条の定める禁止事項に該当すると当社が判断した場合
 - ii 登録後一定期間を経過し、当社が不必要と判断した場合
 - iii その他、当社が不相当と判断した場合

第 6 条 回答内容の著作権

1. モニターは本事業に基づき行われたアンケートに対して回答内容の著作権を、全て当法人に譲渡するものとし、また当法人は、その回答内容を自由に選択、修正および編集できるものとします。なお、モニターは、当該著作権に係る著作者人格権を当社および第三者に対して行使しないものとします。
2. 当法人もしくは委託元またはこれらのものに指定されたものは、本事業に基づき行われたアンケートに対してモニター団体の承諾なしに回答内容を利用し、開示できるものとします。なお、登録情報の取扱については、第 3 条に定めるところによります。

第 7 条 調査協力のモニター料

1. 当法人は、アンケート調査等に対する回答の謝礼として、モニター団体に対してモニター料を提供致します。モニター料提供に関しては事務手続き書類に明記します。

2. 第1項に定めるモニター料の提供方法及び提供期間は当法人が定めるものとします。

第8条 登録の取り消し

1. モニターは自己のモニター登録の取り消しを望む場合、所定の手続きに従い、当法人に届けるものとします。
2. モニターから登録の取り消しの届出があった場合、当法人は遅滞無く当該モニターの登録を取り消すものとします。

第9条 登録の抹消

1. 当社は、モニターの承諾の有無にかかわらず、以下の項目のいずれかに該当する場合モニターの登録を抹消することができるものとします。
 - i 登録時及びその後のアンケートによるモニターの申告情報が故意による虚偽の申告と当社が認めた場合
 - ii 登録された住所やメールアドレスに郵便物・電子メールが送付できなかった場合
 - iii 本規約のいずれかに違反した場合
 - iv その他当社がモニターとしてふさわしくないと判断した場合
 - v 第1項に基づいてモニターの登録が抹消された場合、そのモニターは本事業に関連して保有していた全ての権利を失うものとします。

第10条 免責事項

1. 当法人はモニターに対し、以下に掲げる原因で発生した損害・費用については責任を負わないものとします。
 - i 天災、あるいは第三者からの妨害行為によるシステム異常や休止・中断
 - ii 当法人の責任に帰さない事由によるモニター情報などの漏洩

第11条 モニター協力終了後の措置

1. 本規約の定めにより、モニターの調査協力が中止または終了した場合(モニター登録取り消しの場合を含みます)、当法人は当該モニターの登録情報(以下「終了モニター情報」という)につき、以下のよう取扱います。
 - i 終了モニター情報はモニター料などの問合せへの対応および過去の協力確認のために利用する目的で、下記保管期間中、厳重に保管し、適正に管理致します。当該保管期間終了後は、遅滞無く終了モニター情報を削除または消去致します。
2. 終了モニター情報の保管期間は調査協力が中止または終了した日(以下「終了日」という)の属する年度から、5年間とします。
3. 終了モニター情報は、団体の事前の同意がない限り第三者への開示は致しません。

(2013年9月24日)